

実需給前に実施する 容量停止計画調整について

2021年3月16日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

1. 容量停止計画調整の論点
2. これまでの振り返り
3. 本資料の論点
 - ① 具体的な調整スキーム
 - ② 調整に必要な情報
 - ③ 容量停止計画の提出時期他
4. まとめ

1. 容量停止計画調整の論点

- 実需給に向けて、発電所の定期点検等の容量停止計画の調整を、予め実需給年度の2年前（X-2年度）に実施することとしている。
- 容量停止計画の調整については、これまでに国の審議会や本検討会で検討してきた整理にもとづき、引き続き、詳細な手順について検討を進めているところ。
- 本日は、容量停止計画調整の実施にあたり、**具体的な調整方法**についてご議論いただきたい。

容量停止計画調整の論点	議論状況	
調整方法	<p><骨子></p> <ul style="list-style-type: none">● 調整スキームについて <p><細目></p> <ul style="list-style-type: none">● 調整フローについて● ①調整に必要な情報● ②具体的な調整スキーム● ③容量停止計画の提出時期他● 供給信頼度評価の手法、諸元	<p>第19回検討会で整理済</p> <p>第25回検討会で整理済</p> <p>本日で議論いただきたい論点</p> <p>調整力等委にて検討</p>
減額の考え方	<ul style="list-style-type: none">● 減額の概要・考え方について	<p>第20回検討会で整理済</p>

- 容量市場は、実需給年度の4年前にメインオークションを実施し、将来の供給力を調達している。
- メインオークションでは、**作業停止等が考慮されていない容量を用いて応札**を行い、**実需給年度の2年前（X-2年度）に容量停止計画調整を実施**しながら、作業停止等を考慮した供給信頼度評価をあらためて行うこととしている。
- なお、容量停止計画調整の結果、供給信頼度を満たすことができない月・エリアが生じた場合、当該の月・エリアで作業停止を予定している電源が調整に応じることができない場合は、調整不調電源となり、容量確保契約金額の減額を行うこととしている。

2. これまでの振り返り

(参考) 容量停止計画の調整に関するニーズと懸念

ステークホルダー	ニーズ	懸念
発電事業者	<ul style="list-style-type: none">調整不調月・エリアにおいて、調整が必要な量の把握が必要調整不調月・エリア以外の作業停止可能量を把握したい調整不調月・エリアにおいて、減額対象外の容量（調整が困難な量）を予め把握したい	<ul style="list-style-type: none">事業者が一斉に作業時期を変更することにより結果して調整不調となるのではないか調整終盤に他の作業が移動してくることにより急に調整不調電源となる可能性があるメーカー調整を含め、一度、変更した計画を再度変更することは難しい
一般送配電事業者	<ul style="list-style-type: none">必要供給力を確保したい流通設備作業に発電機の作業を同調することを基本としてほしい	<ul style="list-style-type: none">作業調整（パズルの組合せ）を事業者の自主的調整にすることは難しいのではないか作業調整が円滑に進まず供給力が不足するのではないか
小売電気事業者	<ul style="list-style-type: none">年間を通じ供給力が一定レベル以上確保されることで、電力を安定して調達したい	<ul style="list-style-type: none">調整がうまくいかないことで（供給力不足により）、電力が安定して調達できないことや追加オークションの可能性がある
広域機関 (市場管理者)	<ul style="list-style-type: none">年間を通じて必要供給力を確保したい	

2. これまでの振り返り

容量停止計画調整において考慮すべき事項

- 初回のメインオークション（対象実需給年度：2024年度）において、落札された電源の数は1,000件以上あった。
- 今後、各電源において定期点検等の時期の検討を行い、具体的な容量停止計画の提出を進めていくことになるが、**提出される件数は相当程度多いことが想定**され、電源間で時期の変更をとまなう**調整が円滑に進むかどうか課題**であるとのことをご意見をいただいている。
- また、予備率評価はエリア単位の指標があるのに対し、EUE評価は他エリアの供給力の状況によって影響されるため、**調整すべき量が一意にならず、分かりにくい**といったご意見をいただいているところ。
- 上記の懸念も踏まえつつ、具体的な調整方法の詳細検討を進めていくこととする。

第58回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会資料より

論点2の補足 22

4年前の容量市場における供給信頼度評価について

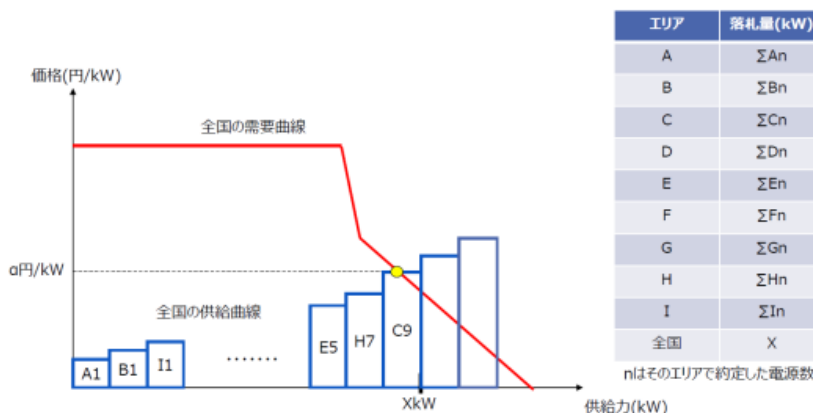
- 容量市場メインオークションの約定処理においては、需要曲線と供給曲線の交点を約定点として、そのときの各エリアの供給信頼度を評価している。そして、供給信頼度評価については、各エリアの年間EUEを算定し、年間EUEの供給信頼度を満たすかどうかを評価している。
- 前述のとおり、各エリアの年間EUEの算定にあたっては、各エリア・各月の需給バランスが必要となるが、容量市場の約定点における各エリアの約定量は、年間最大需要月(8月※)の各エリアの供給力であるため、年間最大需要月(8月※)以外の月の需給バランスを設定することが必要となる。
- **そこで、容量市場の約定処理では、最大需要月(8月※)以外の月の予備率に対して、年間最大需要月(8月※)の各エリアの予備率を準用することで、各月・各エリアの予備率を設定し、年間EUEを算定している。**

3. 約定処理のプロセス (STEP2:各エリアの落札量確認)

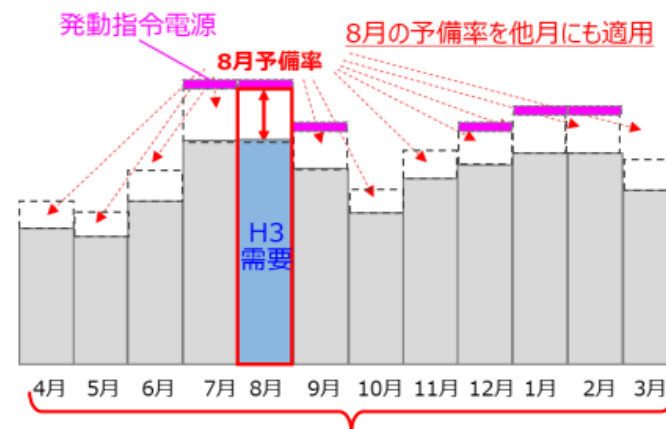
8

※北海道エリアと東北エリアは1月

- 約定電源のエリア情報 (A~Iエリア) をもとに、各エリアの落札量を集計する。
 - 全国の約定量(X) = 各エリアの約定量合計 ($\Sigma An + \Sigma Bn + \dots + \Sigma In$)



必要予備率からEUEを算定



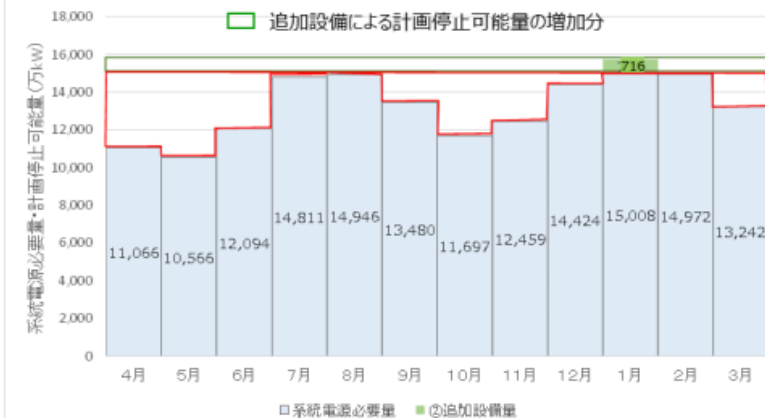
各エリアの年間のEUEを算定

3. 課題の整理と論点

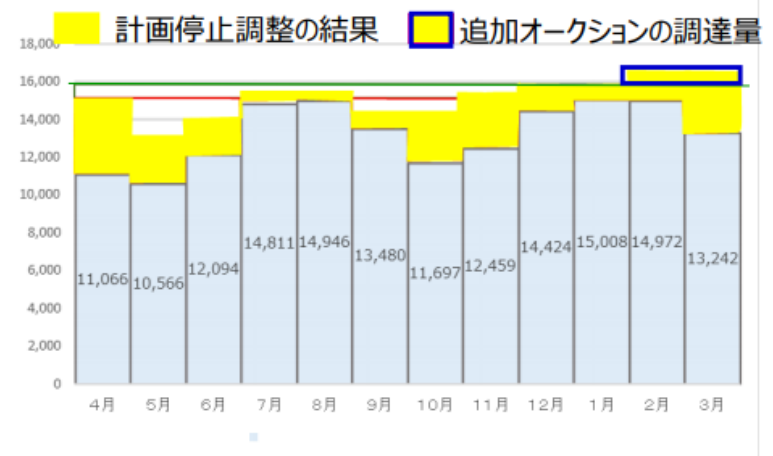
(1) 追加設備量と計画停止調整、追加オークションの関係

- 追加設備量と計画停止調整、追加オークションの関係は以下の通り整理できる。
 - ① 計画停止調整を行うことを踏まえて必要な設備量（追加設備量）を算定する。（図Aの「緑」）
 - ② 実需給の4年前のメインオークションで、追加設備量を踏まえた目標調達量で調達する。
 - ③ 実需給の2年前に、各月H3需要を踏まえ、計画停止調整を行う。（図Bの「緑+赤」の範囲）
※計画停止調整は、高需要期に限らず、年間全体に対して実施する。
 - ④ 計画停止調整の結果、図Bの「緑+赤」の範囲に収まらなければ（図Bの「黄（青枠）」）を、追加オークションで調達する。 ※黄（青枠）の高さ（月内での日割り等は考慮）として年間で調達する。

図A：上記①②のイメージ
(追加設備量の算定（下記の例では、716万kWが必要）)
追加設備量のイメージ



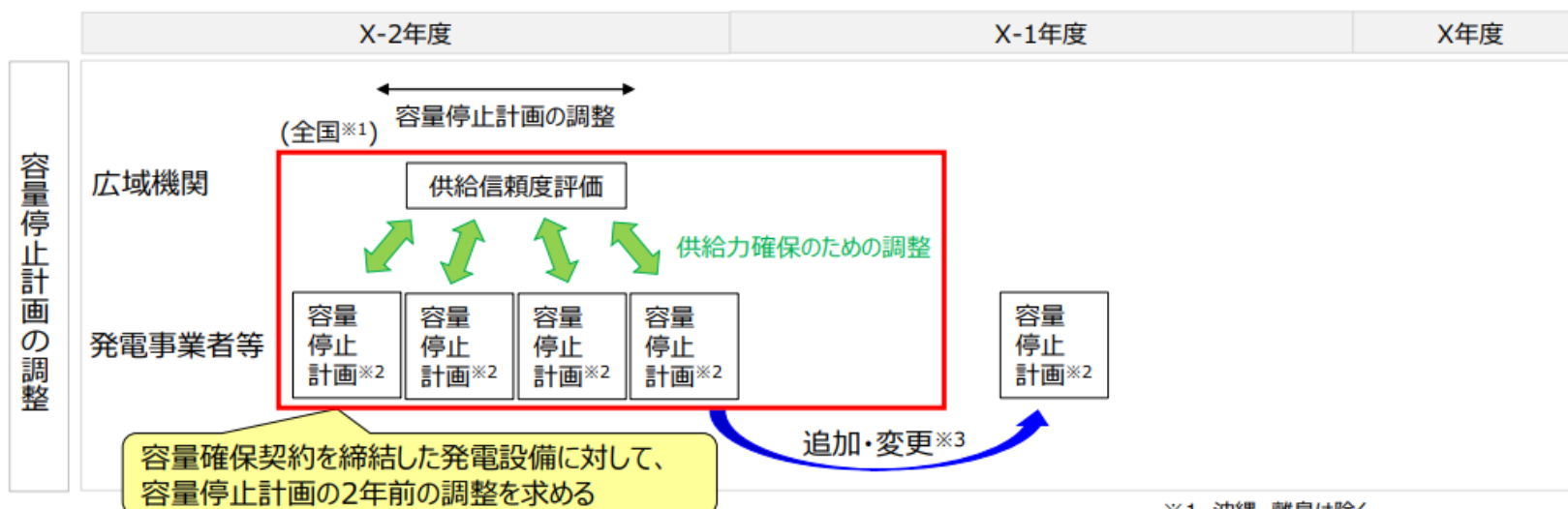
図B：上記③④のイメージ
(計画停止調整の結果と追加オークションの調達量)



■ 年間計画停止可能量：21,326万kW・月
■ 設備追加量による年間計画停止可能量：8,596万kW・月 } 1.90カ月

3. 容量市場導入後の容量停止計画の調整について

- 容量市場の導入後は、容量確保契約を締結した電源を対象に調整を行うこととしている。
- 目標調達量の算定にあたり、追加設備量の算定を全国で計画停止調整を行うことを前提としていること、および追加オークションの判断を1年前に行うため、実需給年度の2年前（X-2年度）に、定期補修・中間補修等の容量停止計画の調整を行うこととしている。

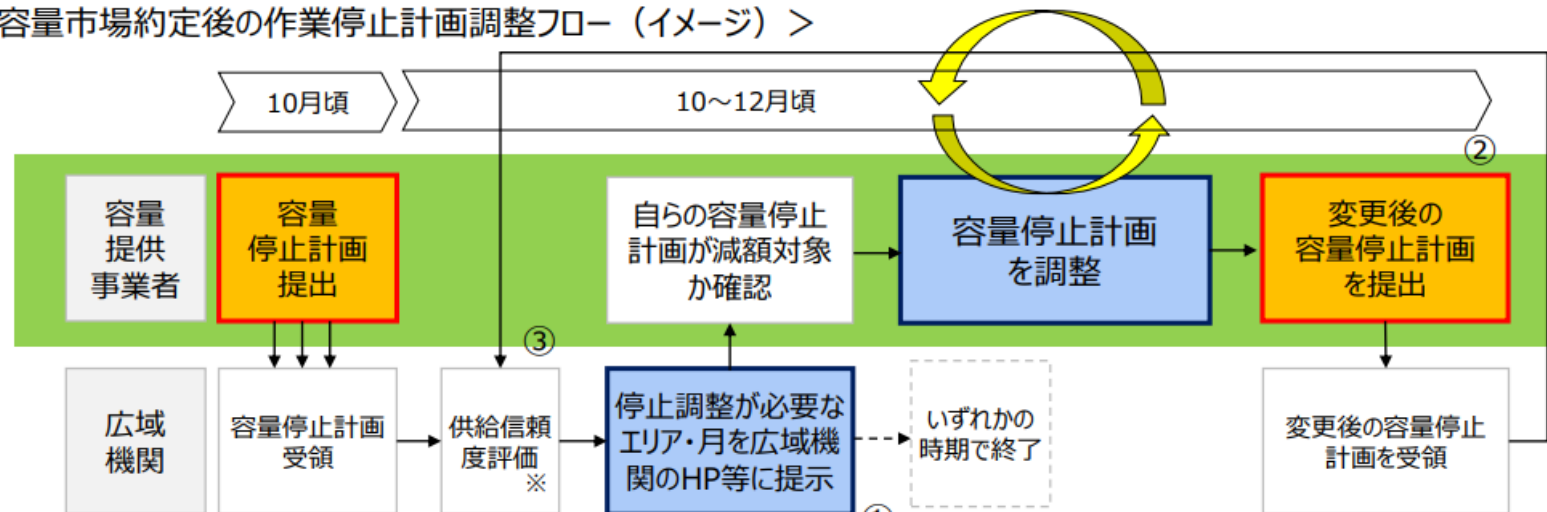


※1 沖縄、離島は除く
※2 作業停止計画含む
※3 追加・変更に伴い供給信頼度確保に影響を与える場合はペナルティ

4. 容量停止計画の調整の具体的な手順

- 容量市場導入後は、全国市場による調達や容量提供事業者が多いことを踏まえる必要がある。
- したがって、容量停止計画の調整の具体的な手順としては、供給信頼度評価の提示情報を確認しながら、容量提供事業者が自らの容量停止計画を調整することとしてはどうか。
 - ① 容量提供事業者は、容量停止計画を提出する（10月頃）。広域機関は、供給信頼度評価により、各月・各エリアの供給信頼度評価結果を提示する。
 - ② 容量提供事業者は、供給信頼度評価の結果を踏まえて自らの容量停止計画を調整し、調整後の容量停止計画を提出する（10～12月頃）。
 - ③ 広域機関は調整期間中、定期的に供給信頼度評価を行い、結果を随時更新する。

<容量市場約定後の作業停止計画調整フロー（イメージ）>



※例えば1回/日程度、EUE評価を実施

注) 広域機関および一般送配電事業者が調整を依頼することもある

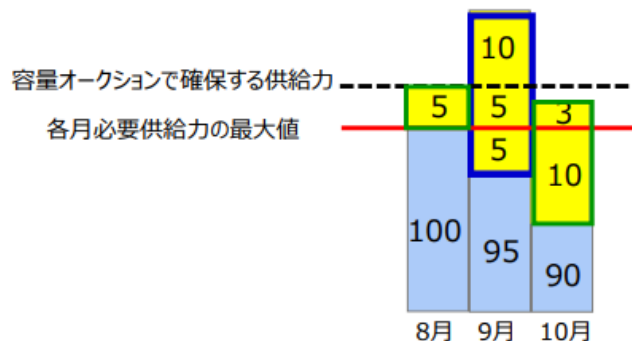
3. 減額案の概要

3-3. 減額案を検討する観点（計画停止調整の実効性確保）

■ 計画停止調整の実効性確保のためには、減額率や経済的ペナルティを統合的に設定する必要がある。

- ✓ 減額率と経済的ペナルティは仕組みが異なるため、整合させる必要がある。
⇒ 計画停止調整については、減額率で整理を行う。
- ✓ 減額率は、各エリア・期間の調整の必要性に応じて設定する必要がある。
⇒ 供給信頼度確保に影響する月の計画停止（青）は、減額率をより厳しくする必要がある。
⇒ 追加設備量を利用する月の計画停止（緑）は、時期に関わらず、同じ厳しさにする必要がある。
⇒ 追加設備量を利用する月の計画停止（緑）は、追加設備量の一部のみを利用する場合、供給信頼度の観点や、可能な限りの調整が可能となるように減額率を設定する必要がある。
- ✓ 後から調整不調となった方が厳しい減額率とする必要がある。
⇒ 1年前に調整不調電源となった場合の減額率は、2年前に調整不調電源になる場合よりも厳しくする。

■ 前回提案した調整スキームは活用することとして、調整不調電源の対象に追加設備量の利用に基づく部分を追加して、減額率を適用（経済的ペナルティではなく）することで検討してはどうか。



<減額案の概要>

- 8月、9月、10月は、追加設備量を利用する月となるため、その月の全ての計画停止（調整不調電源）に対して減額する。
- 9月は、計画停止量が計画停止可能量を超えており、供給信頼度確保に影響があるため、8月、10月よりも減額率を厳しくする。

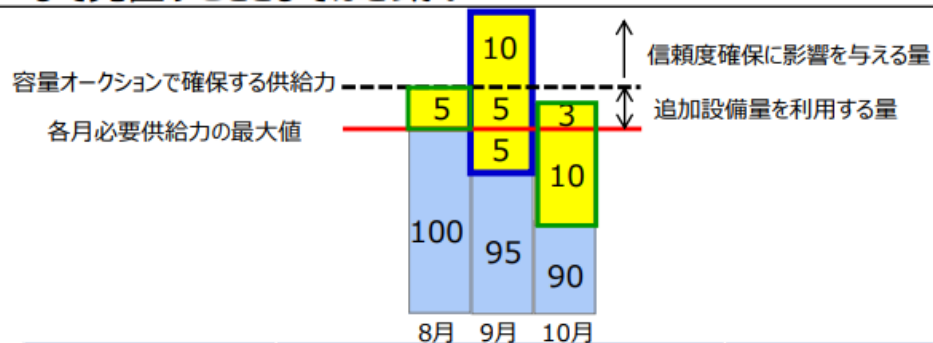
<参考：前回案>

- 9月は、計画停止量が計画停止可能量を超えているため、9月に計画停止する全電源を調整不調電源とし、計画停止日数の乗率を4倍とする。
- 8月、10月は調整不調電源とはならない。（乗率は1倍）

4. 減額案の考え方

4-2. 減額率の考え方

- この減額案は、調整不調電源に対して、実質的に供給信頼度への影響が大きい計画外停止よりも厳しく対応していることとなる。
- これは、広域機関等が計画停止調整を依頼して、計画停止調整に応じない、ということに対する減額であるため、厳しく設定しているものである。
- 従って、今回提案する減額率を適用することとしてはどうか。なお、追加設備量や減額率は必要に応じて見直すこととしてはどうか。



	8月	9月	10月
対象電源	5	20	13
減額率	0.3%/日 $\times 5/5$ $\times 5/5$ =0.3%/日	0.3%/日 $\times 5/5$ $\times 5/20$ + 0.6%/日 $\times 10/20$ =0.375%/日	0.3%/日 $\times 3/5$ $\times 3/13$ =0.04%/日

追加設備量を利用する相当量で補正

計画停止の一部のみが追加設備量を利用する場合や、供給信頼度確保に影響を与える場合、減額率は、計画停止の全量と、追加設備量・供給信頼度確保に影響を与える量で補正

3. 本資料の論点

①調整に必要な情報

- 事業者が停止時期の調整を行うにあたり、**各エリア・月のEUE指標の数値**だけでなく、**より具体的に調整の目安となるような情報**も必要になると考えられる。
- ついては、以下2点の情報も容量市場システム等により提示することとしてはどうか。
 - **作業可能目安量**※1
 - **現状の作業停止量**※2
- これら2点の情報は、定期的に供給信頼度評価を行い、随時更新を実施する。

※1：供給信頼度を維持するために停止することが可能な作業量の目安（作業状況に応じて変動する）

※2：容量停止計画における作業停止の容量

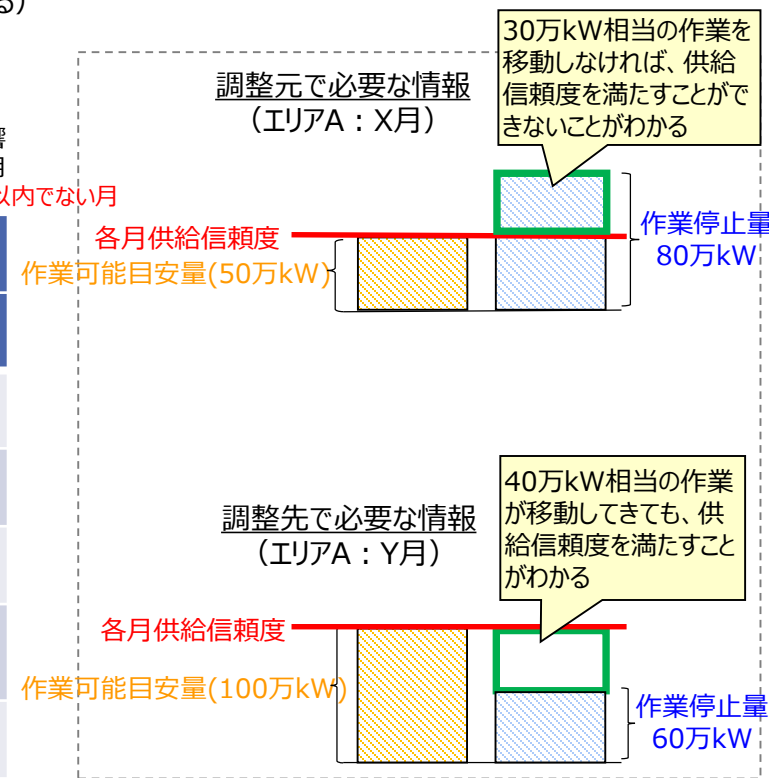
<情報の提示のイメージ（各月・エリアの指標）>

作業可能な目安の量

現状の量

■ : 供給信頼度に影響
■ : 追加設備量を利用
赤字 : 作業可能目安量以内でない月

エリア	4月			5月			...	3月		
	作業可能目安量	作業停止量	EUE	作業可能目安量	作業停止量	EUE		作業可能目安量	作業停止量	EUE
A	130万~150万kW	50万kW	0.001	150万~200万kW	180万kW	0.001	...	170万~200万kW	210万kW	0.008
B	50万~60万kW	80万kW	0.001	70万~100万kW	60万kW	0.002	...	50万~80万kW	20万kW	0.002
C	20万~50万kW	10万kW	0.002	50万~70万kW	50万kW	0.005	...	60万~70万kW	100万kW	0.002
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
I	30万~40万kW	45万kW	0.0062	40万~50万kW	100万kW	0.0089	...	30万~50万kW	10万kW	0.005

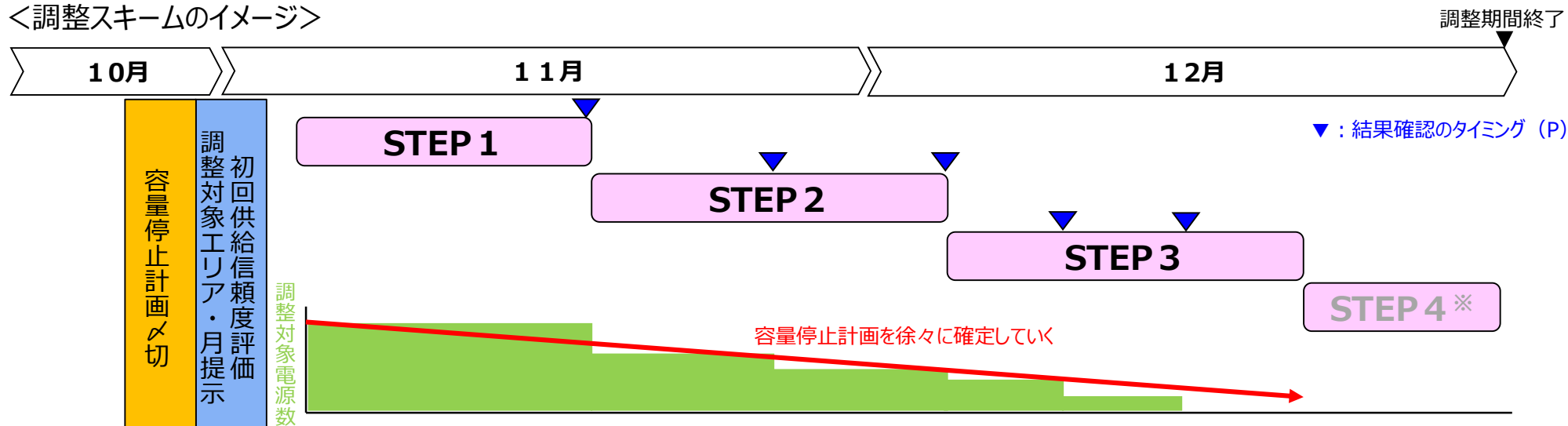


3. 本資料の論点

②具体的な調整スキーム

- 複数の電源がそれぞれ定期点検等の停止時期の変更を検討するにあたり、円滑に調整を進める方法として、**ステップを設け、段階的に調整すること**としてはどうか。
- ステップ毎に作業を確定させていくことにより、調整対象の停止計画を徐々に減らすことが可能となる。
- 調整対象が減ることで、作業停止量の変動が小さくなることから調整が進みやすくなるのではないか。

<調整スキームのイメージ>



	期間	条件
STEP1	11月第1週～第2週 (P)	全電源が自由に計画変更可能
STEP2	11月第3週～12月第1週 (P)	供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可
STEP3	12月第2週～12月第4週 (P)	調整不調月の電源以外は、計画変更不可 (ただし、STEP2と同様の制約あり)
STEP4*	12月第5週 (P)	供給信頼度に影響がある場合のみ個別調整

※供給信頼度に影響を与える状況が解消される見込みがない場合に限り実施

3. 本資料の論点

②具体的な調整スキーム

- 調整不調電源は、「容量停止計画調整の結果、供給信頼度確保に影響を与える場合、および追加設備量を利用する場合に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源」としている。
- 上記の整理を踏まえ、ステップ毎に作業を確定させていくにあたり、ステップ毎に実施した停止時期の調整により**供給信頼度を確保※できたエリア・月に行う容量停止計画は、調整に応じた電源としていく**こととしてはどうか。
- これにより、容量提供事業者にとって、調整不調電源とならないために、早期に計画変更を実施するインセンティブになると考えられる。

※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

調整に応じた電源※の停止期間
 調整に応じられなかった電源の停止期間

<募集要綱抜粋>

イ アセスメント

本機関は、容量停止計画の調整を以下の手順で実施します。

(ア) 本機関は実需給年度の2年前に容量停止計画を取りまとめます。

(イ) 容量停止計画の調整が必要な場合、本機関または一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している安定電源提供者に時期の調整を依頼します。

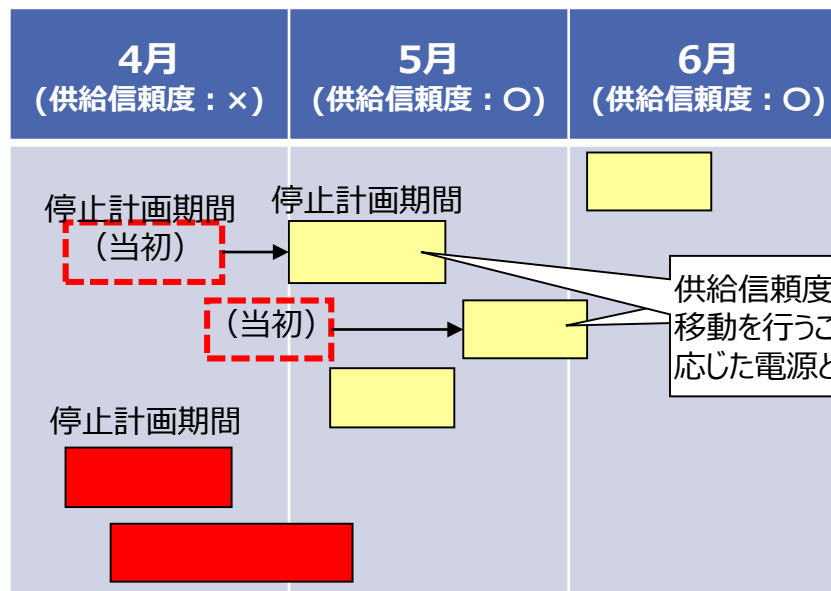
(ウ) 容量停止計画の調整業務を実施した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合(※)、および追加設備量を利用する場合(※)に、容量停止計画を調整することに応じられなかった電源を調整不調電源とします。

※基準については別途公表します。

ウ 経済的ペナルティ

(ア) 本機関は、調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量に応じて、以下の計算式により、調整不調電源に科される経済的ペナルティの額を算定します。ただし、本機関が容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と判断する場合や、送配電設備の停止等により一般送配電事業者と容量停止計画の調整を実施した場合は、経済的ペナルティの対象外とする場合があります。なお、2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、以下bの計算式で算定される額の1.5倍の経済的ペナルティを科す場合があります。

<ステップ毎の調整結果のイメージ>



※供給信頼度を満たしていたため、調整が不要な月の電源も含む

供給信頼度を満たす月に移動を行うことで、調整に応じた電源となっていく

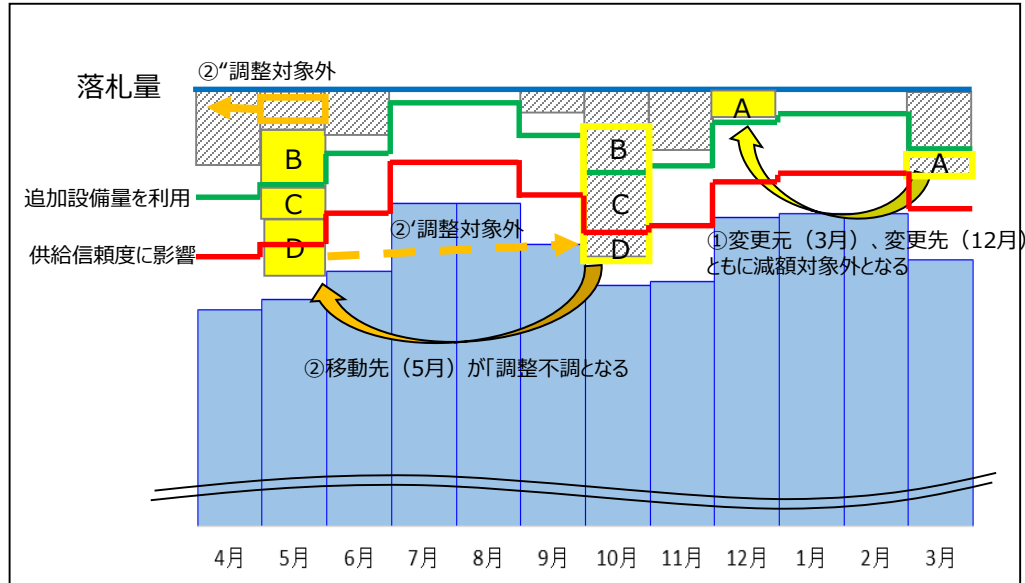
- 期間：11月第1週～第2週（P）
- 概要：全電源が自由に計画変更可能
- 進め方：容量提供事業者が自らの容量停止計画を調整することを基本としているため、すべての電源が自由に動くことが可能（制限なし）
事業者は広域機関が提示する情報を基に調整を行う
広域機関はSTEP1終了時点で条件※を満たす電源を調整不調電源の対象外とする

※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

<提示情報>

エリア	4月			5月			...	3月		
	作業停止可能量	作業停止量	EUE	作業停止可能量	作業停止量	EUE		作業停止可能量	作業停止量	EUE
A	130万～150万kW	50万kW	0.001	150万～200万kW	180万kW	0.001	...	150万～200万kW	50万kW	0.002
B	50万～60万kW	80万kW	0.001	70万～100万kW	60万kW	0.002	...	70万～100万kW	40万kW	0.008
C	20万～50万kW	10万kW	0.002	50万～70万kW	50万kW	0.01	...	50万～70万kW	100万kW	0.008
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
D	30万～40万kW	45万kW	0.0062	40万～50万kW	50万kW	0.0059	...	40万～50万kW	10万kW	0.006

STEP1：全電源が自由に計画変更のイメージ



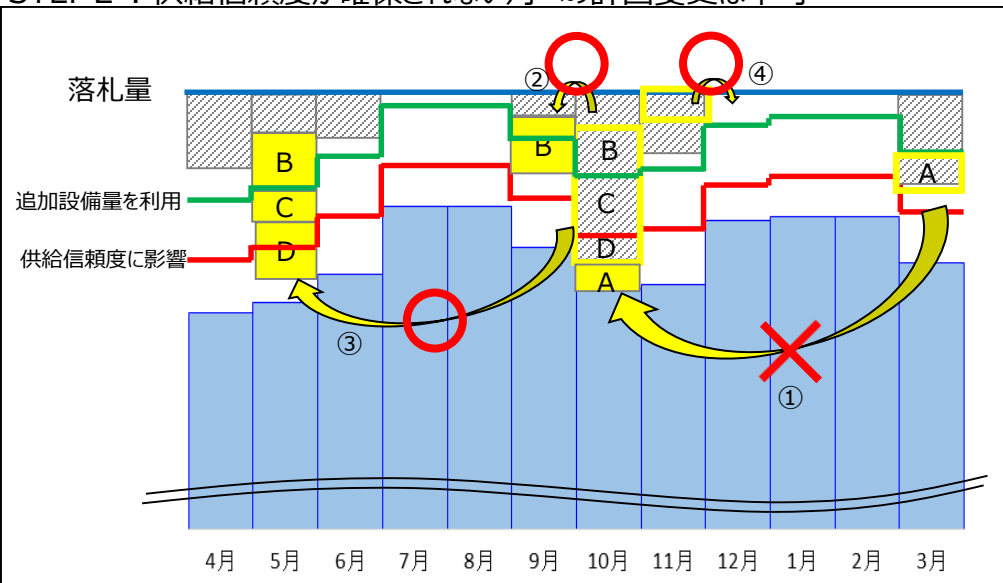
(変更例)

- ①調整不調月の電源A（3月）は対象外の12月に変更すると、3月の調整不調が解消される。
- ②調整不調月の電源B,C,D（10月）が一斉に対象外の5月に変更したことにより、5月が調整不調の月となるものの、変更は可能。
例えば、②'Dが当初の10月に戻る、②'B,C,D以外の電源が他の月に変更すると5月の調整不調が解消される。

- 期間：11月第3週～12月第1週（P）
- 概要：提示情報において、供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可
- 進め方：供給信頼度に影響を与える月の計画停止容量が現状より増加しないようにする
STEP1同様の情報を提示する
STEP2の期中および終了時点で条件※を満たす電源を調整不調電源の対象外とする

※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

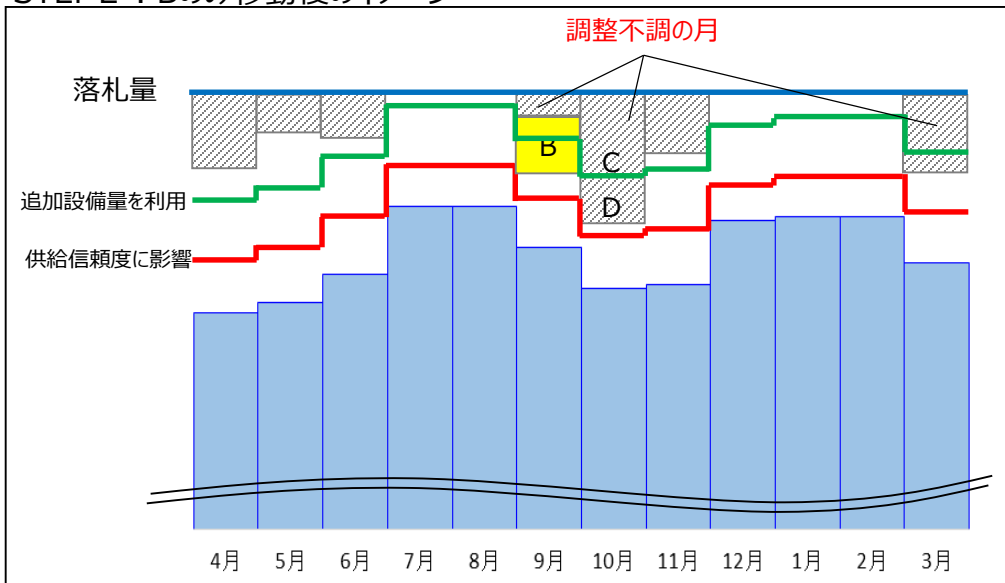
STEP 2：供給信頼度が確保されない月への計画変更は不可



(変更例)

- ①調整不調月の電源A（3月）が10月に移動することは認めない。
- ②調整不調月の電源B（10月）が対象外の9月へ変更すると、9月は調整不調（追加設備量を利用）となるものの、供給信頼度には影響がないため変更可能。
- ③調整不調月の電源B,C,D（10月）が一斉に対象外の5月へ変更し、5月が調整不調（供給信頼度に影響）となるものの、変更可能。
- ④調整不調電源の対象外とされた電源が変更することも可能。
ただし、変更した場合は、再度変更先で条件を満たさなければ、調整不調電源の対象外とされない。

STEP 2：Bのみ移動後のイメージ

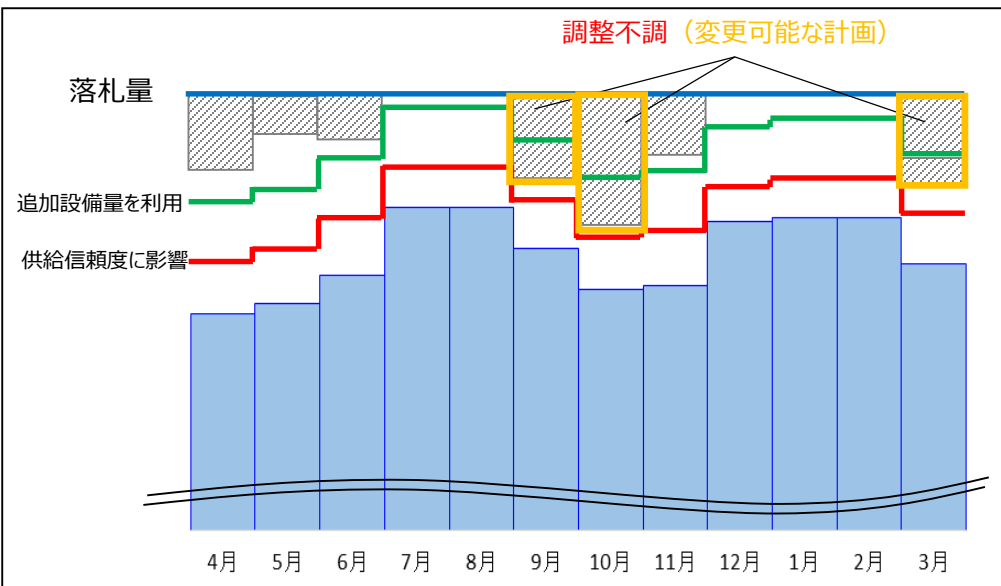


- ・9月は追加設備量を利用しているため、減額対象であるものの、供給信頼度に影響を与える状況は改善される。減額にならないためには、他の月へ変更する必要がある。
- ・STEP2終了時点で上記の場合、9月、10月、3月に作業を予定している計画以外の電源を調整不調電源の対象外とする。

- 期間：12月第2週～12月第4週（P）
- 概要：調整不調月の電源以外は、計画変更不可
（ただし、STEP2同様に提示情報において、供給信頼度に影響を与える月への計画変更は不可）
- 進め方：徐々に作業確定していくことで変更が必要な計画が最小限となり、残りの作業を確定させる
STEP1同様の情報を提示する
STEP3の期中および終了時点で条件※を満たす電源を調整不調電源の対象外とする

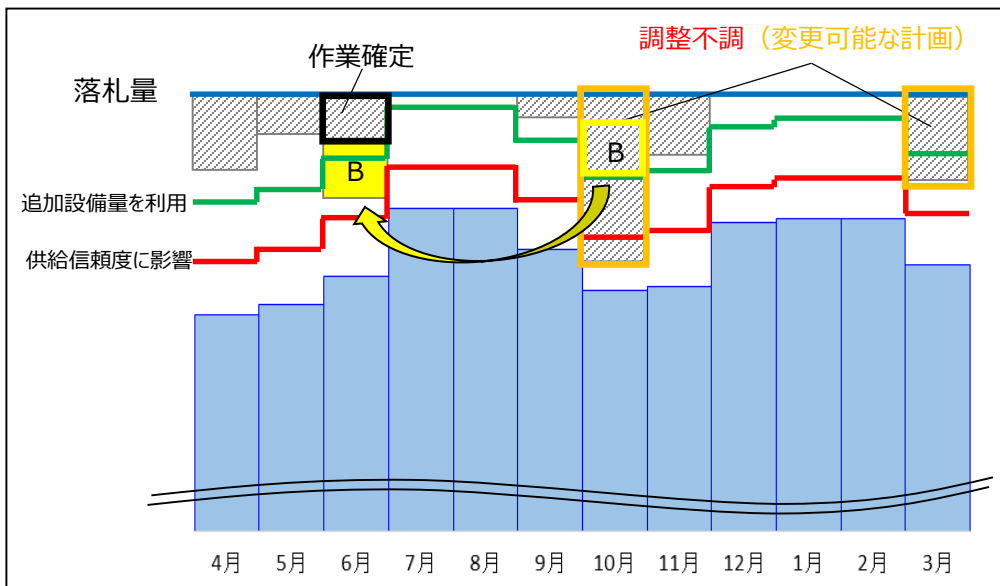
※追加設備量を利用していないおよび供給信頼度に影響を与えていないこと

STEP 3：調整不調月の電源以外は、計画変更不可



・9月、10月、3月の作業は、作業停止可能量に容量に余裕のある月に変更しなければ、調整不調電源となる。

(補足) STEP 3



・移動先（6月）が調整不調となった場合、6月は計画変更の対象月となるものの、元々6月に作業を計画していた電源の作業は確定している。

3. 本資料の論点

②具体的な調整スキーム（調整初期における課題）

- EUE評価の算定は、全国で行われる作業停止の容量を踏まえて実施するため、各エリアで調整を行った後の作業状況によって当該エリアのEUE評価の結果が変わることとなる。
- 容量停止計画が確定していない調整の初期段階においては、調整対象の容量停止計画が多く、EUEを満たすことができる適切な作業可能目安量を提示することが難しい。
- したがって、**調整の初期段階（STEP1の期間を想定）**においては、**容量市場における各月の属地エリアの調達量等から必要供給力を差し引いた容量を作業可能目安量として提示**する方法が考えられるのではないかと。
- なお、上記で算定した値は**各月・エリア固定値となり**、最初のステップで提示した場合、容量提供事業者にとって、どの月にどの程度調整が必要か明確になり、調整の判断がしやすくなると考えられる。

＜調整初期における作業可能目安量のイメージ＞

供給力[MW]

エリアA

供給力[MW]

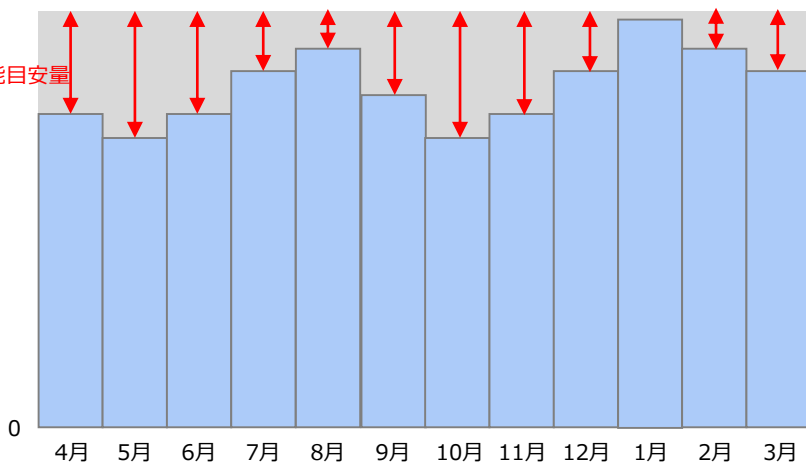
エリアI

■ 必要供給力
■ 計画停止可能量

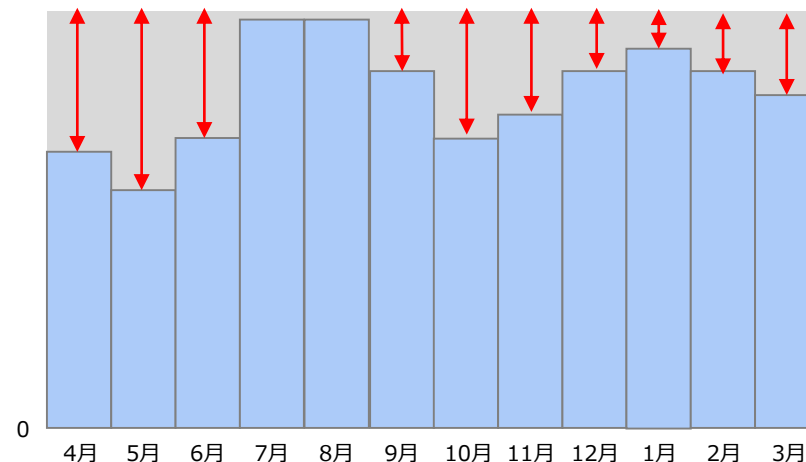
20,000

60,000

各月の作業可能目安量



...



3. 本資料の論点

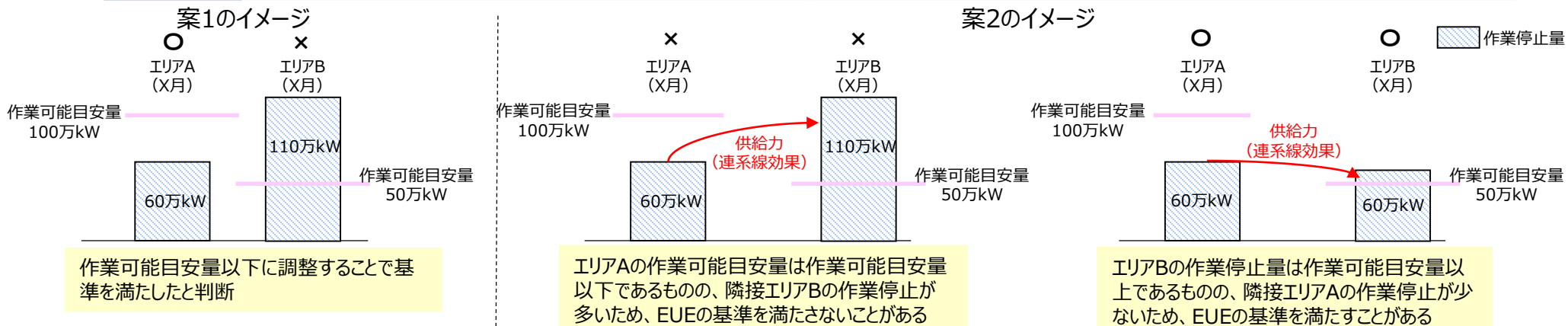
②具体的な調整スキーム（調整初期における課題）

- 容量提供事業者は前頁の作業可能目安量を目安に停止時期の調整を行うため、目安として示した作業可能目安量以下に満たすことができれば、供給信頼度を満たしたと判断することが考えられる。
- 一方、目安として示した作業可能目安量以下に満たしている場合であっても、EUE評価を行った結果、他エリアの停止時期の調整の影響等により供給信頼度を満たすことができない場合がある。
- したがって、調整の初期段階における**判断基準の扱いについては、以下の2案**が考えられる。

(案1) 目安として示した作業可能目安量を評価の基準とする

(案2) EUEを評価の基準とする（調整は作業可能目安量を目安として行う）

	案1	案2
メリット	・作業可能目安量以下に調整できれば、調整不調電源の対象外となる（基準が明確で分かりやすい）	・連系線効果を有効活用できるため、自エリアが作業可能目安量以下に調整できなかった場合も、他エリアの作業が少ない場合、調整不調電源の対象外となることがある（評価結果で調整OKがある）
デメリット	・エリア調整のため、連系線効果を有効活用できないことから、自エリアの作業可能目安量以下を満たさない限り、調整不調電源の対象外とならない	・作業可能目安量以下に調整しても、調整不調電源となることがある



3. 本資料の論点

③容量停止計画の提出時期他

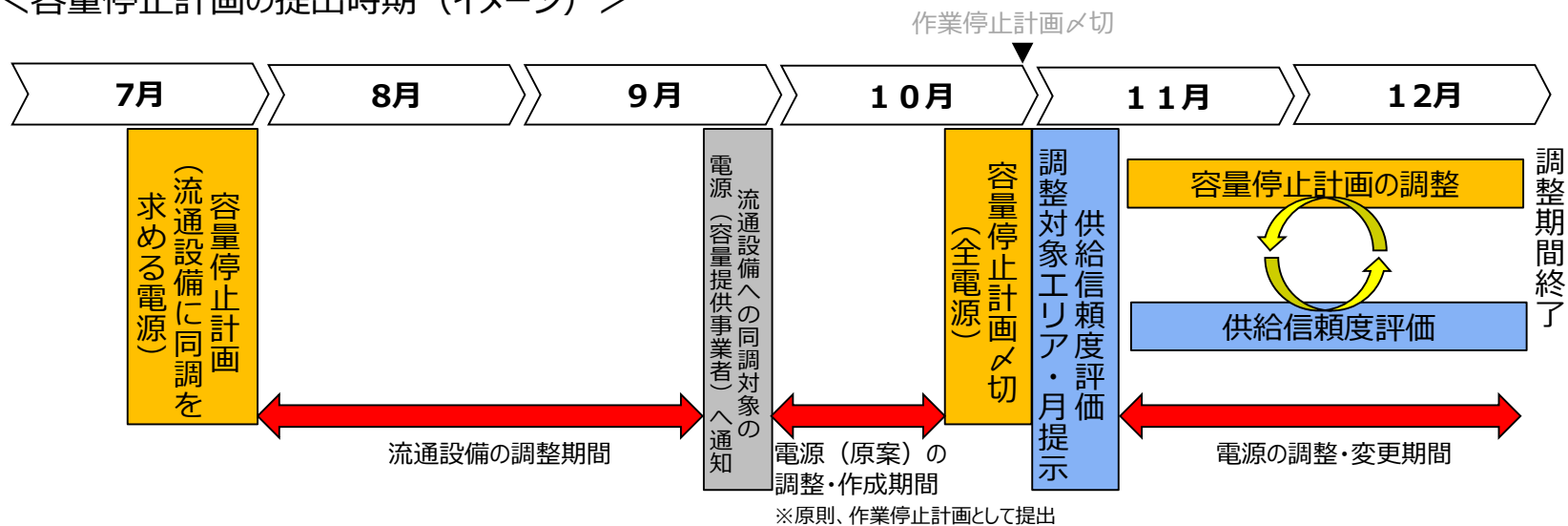
- 容量市場の導入に伴い、停止調整の開始にあわせて容量停止計画の提出が必要となるが、従来から存在する作業停止計画は、年間計画（翌年、翌々年）の提出期限を毎年10月末としている。
- 容量停止計画は、原則、作業停止計画と連携※1していくものであるため、**容量停止計画を提出するタイミングは10月末まで**としてはどうか。
- なお、**流通設備に同調を求める電源**の作業情報は、これまでも流通設備の作業調整に必要※2としており、少なくとも**7月末**※3までに容量停止計画の提出を求めることとしてはどうか。

※1:容量停止計画の提出が必要な電源のうち、広域機関システムに作業停止計画として提出している計画については、広域機関が容量停止計画の原案を作成することで事業者負担を軽減する。

※2:作業停止計画において、電源の作業は流通設備の作業に同調させることを基本としており、長期固定電源は流通設備の作業を長期固定電源の作業に同調することを基本としている。容量停止計画についても同様の考え方とする。

※3:設備数等により各エリア調整に必要な期間が異なるため、提出時期については、一般送配電事業者との調整により早まることもある。

<容量停止計画の提出時期（イメージ）>



3. 本資料の論点

③容量停止計画の提出時期他

- 流通設備に同調を求める電源は、他の電源の作業停止計画より早い段階で停止計画を提出することとなるため、蓋然性の高い計画を出すことが難しいことも考えられる。
- 流通設備の作業は、流通設備に同調を求める電源の作業に同調しながら計画していくため、当該電源の停止計画変更がなされて流通設備の作業計画が変更された場合、流通設備の作業計画への影響のみならず、発電制約が追加で発生する等、他の事業者への影響も考えられる。
- したがって、**流通設備に同調を求める電源**の容量停止計画は、7月末の提出期限から変更しないことが望ましいものの、**変更が生じる場合は、流通設備の作業を計画している一般送配電事業者^{※1}および同調に関係する他の事業者^{※2}の同意が得られることを条件に変更を認める**こととしてはどうか。
- また、流通設備に同調を求める電源の作業との調整有無に関わらず、**流通設備の作業**においても、作業計画変更により発電制約が追加で発生する等、他の事業者への影響も考えられるため、流通設備の作業計画変更も、**原則、同調する関係する他の事業者^{※3}の同意が得られることを条件に変更を認めることとしてはどうか。**
- なお、容量停止計画の調整に先立ち、自身の電源が流通設備への同調対象に含まれるか予め知る必要があるため、同調対象の電源（容量提供事業者）に対しては、**対象の旨を9月末までに一般送配電事業者から通知すること**とし、通知対象となる流通設備の作業^{※4}は以下としてはどうか。
 - 電圧階級：広域連系系統
 - 作業期間：30日程度
 - 発電抑制の有無：流通設備作業により発電抑制が伴うもの

※1：変更対象の電源と同調が必要な流通設備。

※2：変更対象の電源と同調している流通設備が発電制約等の影響を及ぼす系統において、既に同調済みの電源および新たに同調が必要となる電源。

※3：流通設備が発電制約等の影響を及ぼす系統において、既に同調済みの電源および新たに同調が必要となる電源。

※4：広域連系系統以外や30日未満の流通設備の作業停止計画についても、各エリアの系統状況や計画停止調整を勘案し、必要に応じて事前通知する。

- 本日は、容量停止計画調整の具体的な調整方法を提案した。
- 引続き、実際に調整を行う事業者のご意見等も参考としながら、具体的な仕組みや調整方法について検討を深めていく。